

八潮監告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和元年度定期監査（平成30年度後期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和元年8月28日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮総収第403号
令和元年8月26日

八潮市監査委員 原 寿 基 様
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

令和元年度定期監査（平成30年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和元年7月25日付け八潮監発第47号により提出された令和元年度定期監査（平成30年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

1 旅費について

- ・出張命令票の鉄道賃の記入誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（総務人事課、長寿介護課）

2 臨時職員の賃金について

- ・出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（企画経営課、市民協働推進課）
- ・時間外勤務の割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。（市民課）
- ・1週間の勤務時間が38時間45分を超過した分の割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。（障がい福祉課）
- ・通勤届の支給決定額が誤っていたことにより、支給額を誤っているものが認められた。（健康増進課）

3 非常勤特別職の費用弁償について

- ・出張旅費の日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（人権・男女共同参画課）
- ・出張（直行直帰）をした日に、通勤分の費用弁償を支給しているものが

認められた。(総務人事課)

- ・勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(長寿介護課)

2 措置内容

別紙「令和元年度定期監査（平成30年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和元年度定期監査（平成 30 年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 旅費について</p> <p>出張命令票の鉄道賃の記入誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>出張命令票摘要欄に出張ルート等を記載するものですが、それを別紙に記載して出張命令票に添付しておりました。</p> <p>その添付した別紙については、過去に使用したものに上書きを行ったものであったことから、記入誤りが発生したものです。</p> <p>今後は、伝票の決裁時など、別紙についても改めて確認を行う等チェック体制の強化にも努めてまいります。 (総務人事課)</p> <p>職員の旅費の支給額誤りの原因につきましては、出張命令票に記載された鉄道賃の記入誤りにより、鉄道賃を、本来は安価である「目的地から居住地までの額」を記載すべきところ、「目的地から勤務地までの額」が安価であると判断してしまったため、支給額の積算を誤ってしまったものです。</p> <p>今後は、鉄道賃の記入誤りのないよう職員に周知徹底するとともに、決裁時や支出伝票作成の際にも、鉄道賃に誤りがないかインターネットの経路検索で確認することで、再発防止に努めます。 (長寿介護課)</p>
<p>2 臨時職員の賃金について</p> <p>・出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤</p>	<p>臨時職員の 11 月分賃金について、</p>

っているものが認められた。

雇用契約上の勤務時間5時間とすべきところ、私事都合により11月28日は1.5時間勤務し、残時間3.5時間について4時間の有給休暇を取得しましたが、賃金の計算において、勤務時間を繰り上げ、2時間としたため、同日の賃金支給額を6時間として算出したことにより、平成30年12月14日の支給において、950円の過支給となったものです。

対象となった臨時職員に説明のうえ、令和元年5月10日、歳出戻入の対応を行いました。

今後は、臨時職員賃金支給時において、所属長及び担当主査による確認を徹底してまいります。

(企画経営課)

3月分の賃金について、計算誤りにより支給不足が生じました。

説明のうえ、現金で賃金の不足分の支払いを行いました。

今後は、臨時職員出勤簿等の記入方法について指導を徹底するとともに出勤簿と年次有給休暇簿の確認を再度行い、チェック体制の強化に努めてまいります。(市民協働推進課)

・時間外勤務の割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。

割増賃金の認識に誤りがありませんでした。このため、通常勤務の賃金単価により支給してしまいました。

なお、割増賃金につきましては支給し、今後につきましては、月末の賃金計算の際、時間外勤務が行われたか確認を行います。(市民課)

・ 1 週間の勤務時間が 3 8 時間 4 5 分を超過した分の割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。

・ 通勤届の支給決定額が誤っていたことにより、支給額を誤っているものが認められた。

3 非常勤特別職の費用弁償について
・ 出張旅費の日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた

・ 出張（直行直帰）をした日に、通勤分の費用弁償を支給しているものが認められた。

出勤簿及び年次有給休暇簿を再度確認し、5 月 2 9 日に遅延利息とともに割増賃金を支給いたしました。

今後につきましては、週の勤務時間を関係課と調整し、出勤簿及び有給休暇簿の確認を複数の職員で行い、再発防止に努めます。

（障がい福祉課）

交通費を過払いした臨時職員へ交通費の支給決定額に誤りがあったことを説明し、過払い金額 1, 0 4 4 円について、返納してもらい、令和元年 5 月 2 2 日に歳出戻入の処理をしました。また、支給決定金額を修正しました。

今後は、交通費が安価なルートで支給決定をします。

（健康増進課）

・ 支給額を確認し、平成 31 年 3 月 29 日戻入手続きを行いました。

今後は、日当の区分別支給額を確認し、出張命令票を作成するよう周知するとともに、決裁時の確認を徹底するよう努めてまいります。

（人権・男女共同参画課）

総務人事課の担当職員が作成した出勤簿に非常勤特別職の職員が出勤の確認印を押印しているところですが、直行直帰した日においても勤務日であったことから押印がされていました。

それを担当職員が出勤日とカウ

<p>・勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>トをしたため費用弁償に支給誤りが発生したものです。</p> <p>　　今後は、直行直帰の出張があった場合には出勤簿にその旨を記載してもらうものとし、担当者が確認できるようにするなど、複数人で確認を厳重に行うよう努めます。</p> <p>（総務人事課）</p> <p>　　非常勤特別職の費用弁償につきましては、2月24日に3時間の有給休暇を取得し、半日勤務の日で出勤がなかったにもかかわらず費用弁償を支給してしまったため、過払い分100円を戻入しました。</p> <p>　　出勤日数と通勤手当を支給しない有給日数の差し引きに間違いがないか、決裁権者の他に、複数の職員で確認することで再発防止に努めます。</p> <p>（長寿介護課）</p>
---	--

八潮教総収第406号
令和元年8月20日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会
教育長 石 黒 貢

令和元年度定期監査(平成30年度後期分)の指摘事項について(通知)
令和元年7月25日付け八潮監発第47号により提出された平成30年度
定期監査の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法
第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 旅費について

出張命令票の車賃の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(社会教育課)

(2) 臨時職員の賃金について

年次有給休暇の差引誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(文化財保護課)

特別休暇取得日の単位時間誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(指導課)

通勤届の支給決定額が誤っていたことにより、支給額を誤っているものが認められた。(社会教育課)

2 措置内容

別紙「令和元年度定期監査(平成30年度後期分)措置事項報告書」のとおり

令和元年度定期監査（平成30年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 旅費の支給について 出張命令票の車賃の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>直帰をしている分のバス代の支出をするに至った原因につきましては、旅費の減額調整については、認識をしていたものの、その減額を行うことを忘れ、係での伝票確認が十分になされず、旅費を算出してしまったことによるものです。</p> <p>令和元年5月16日に直帰のバス代206円の戻入をしました。</p> <p>今後につきましては、旅費の減額調整を再確認し、特に、バス通勤者について注意をするよう、全職員で再確認しました。</p> <p style="text-align: right;">(社会教育課)</p>
<p>(2) 臨時職員の賃金について 年次有給休暇の差引誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>誤りのあった部分については早急に訂正し、多く支払った賃金については、当事者から返金してもらうことにより対応しました。</p> <p>臨時職員に対し、有給休暇の取得方法について指導するとともに注意喚起を行いました。また、臨時職員賃金担当である職員に対し、確認の強化に努めるよう指導しました。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護課)</p>

特別休暇取得日の単位時間誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

通勤届の支給決定額が誤っていたことにより、支給額を誤っているものが認められた。

本人に誤りを伝えるとともに今年度も採用していることから、令和元年6月賃金（令和元年7月13日振込）において2時間の過払い分を調整しました。

（指導課）

通勤届支給決定額の誤りが生じた原因につきましては、本人から申請があった、最短距離の通勤経路に基づいて支払いを行うと認識していたため、誤って多く支給してしまいました。

再度、出勤簿の確認を行ったうえで、経済的かつ合理的な額と実際に支給した額の差額分を返金してもらいました。

今後は、規則に沿う経路で支給額を決定するよう注意し、改めて「八潮市臨時職員の任用、勤務条件等に関する条例」について、係内職員に徹底するとともに、複数の職員で十分な確認を行い、再発防止に努めます。

（社会教育課）